

藤井寺市個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和4年12月21日

藤井寺市長 岡田 一樹

藤井寺市条例第21号

藤井寺市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 前項に規定するもののほか、この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(開示決定等の期限)

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報の記録の写しの交付等を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第6条 訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第7条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審査会への諮問)

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、藤井寺市行政不服等審査会（藤井寺市行政不服等審査会条例（令和4年藤井寺市条例第22号）第2条に規定する審査会をいう。）に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の基準を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第9条 実施機関は、法及びこの条例の運用状況に関し、毎年度公表するものとす

る。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(藤井寺市個人情報保護条例の廃止)

第2条 藤井寺市個人情報保護条例（平成11年藤井寺市条例第2号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第10条第1項に規定する委託を受けた事務又は協定を締結した事務に従事していた者（以下「受託事務等従事者」という。）に係る旧条例第10条第2項の規定によるその事務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

2 施行日前に旧条例第11条第1項若しくは第2項（旧条例第19条第3項、第22条第2項又は第22条の2第2項において準用する場合を含む。）、第19条第1項、第22条第1項又は第22条の2第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに保有特定個人情報の利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2) 受託事務等従事者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利

益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

5 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(藤井寺市情報公開条例の一部改正)

第4条 藤井寺市情報公開条例(平成11年藤井寺市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第9条中「請求を受けた日から起算して」を「請求があった日から」に改める。

第11条中「受理日から起算して」を「公開請求があった日から」に改める。

(藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

第5条 藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成22年藤井寺市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第15条中「藤井寺市個人情報保護条例(平成11年藤井寺市条例第2号)第10条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(藤井寺市暴力団排除条例の一部改正)

第6条 藤井寺市暴力団排除条例(平成25年藤井寺市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「藤井寺市個人情報保護条例(平成11年藤井寺市条例第2号)第2条第4号に規定する実施機関(以下「実施機関」という。)」を「藤井寺市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年藤井寺市条例第21号)第2条第2項に規定する実施機関及び議会(以下「実施機関等」という。)」に、「実施機関が」を「実施機関等が」に、「同条第1号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に改め、同条第2項中「実施機関」を「実施機関等」に改める。